弁　理　士　法

特許代理業者登録規則（明治３２年勅令第２３５号ヲ以テ同年６月９日公布、同年７月１日ヨリ施行）
特 許 弁 理 士 令（明治４２年勅令第３００号ヲ以テ同年１０月２５日公布、同年１１月１日ヨリ施行）
弁　理　士　法（大正１０年法律第１００号ヲ以テ同年４月３０日公布、同年勅令第４５９号ニ依リ同１１年1月１１日ヨリ施行）
全　部　改　正（平成１２年法律第４９号をもって同年４月２６日公布､同１３年１月６日から施行）（一部同１４年１月１日、同年２月１日から施行）
改　　正（平成１３年法律第８１号をもって同年６月２９日公布、同年１２月２５日から施行）
（平成１３年法律第１２９号をもって同年１１月２８日公布、同１４年４月１日から施行）
（平成１４年法律第２５号をもって同年４月１７日公布、同１５年１月１日から施行）
（平成１６年法律第７６号をもって同年６月２日公布、同１７年１月１日から施行）
（平成１６年法律第８７号をもって同年６月９日公布、同１７年２月１日から施行）
（平成１６年法律第１２０号をもって同年６月１８日公布、同１７年４月１日から施行）
（平成１６年法律第１２４号をもって同年６月１８日公布、同１７年３月７日から施行）
（平成１７年法律第２２号をもって同年３月３１日公布、同年４月１日から施行）
（平成１７年法律第７５号をもって同年６月２９日公布、同年１１月１日から施行）
（平成１７年法律第８７号をもって同年７月２６日公布、同１８年５月１日から施行）
（平成１８年法律第１７号をもって同年３月３１日公布、同年６月１日から施行）
（平成１８年法律第１７号をもって同年３月３１日公布、同１９年１月１日から施行）
（平成１８年法律第５５号をもって同年６月７日公布、同１９年１月１日から施行）
（平成１９年法律第２０号をもって同年３月３１日公布、同年６月１日から施行）
（平成１９年法律第９１号をもって同年６月２０日公布、平成２０年４月１日から施行（一部同年１月１日、同年１０月１日から施行）
（平成２３年法律第５３号をもって同年５月２５日公布、平成２５年１月１日から施行）
（平成２３年法律第６２号をもって同年６月８日公布、同年１２月１日から施行）
（平成２３年法律第７４号をもって同年６月２４日公布、同年７月１４日から施行）
（平成２６年法律第３６号をもって同年５月１４日公布、同２７年４月１日から施行（一部同年５月１３日から施行）
（平成２６年法律第６９号をもって同年６月１３日公布、同２８年４月１日から施行）
（平成２６年法律第９１号をもって同年６月２７日公布、同２７年５月１日から施行）
（平成２７年法律第５４号をもって同年７月１０日公布、同２８年１月１日から施行）
（平成３０年法律第３３号をもって同年５月３０日公布、令和元年７月１日から施行）

目　次

第１章　総　則（第１条～第８条）
第２章　弁理士試験等（第９条～第１６条）（平19法91、一部改正）
第２章の２　実務修習（第１６条の２～第１６条の１５）（平19法91、追加）
第３章　登　録（第１７条～第２８条）
第４章　弁理士の義務（第２９条～第３１条の３）（平19法91、一部改正）
第５章　弁理士の責任（第３２条～第３６条）
第６章　特許業務法人（第３７条～第５５条）
第７章　日本弁理士会（第５６条～第７４条）
第８章　雑　則（第７５条～第７７条の２）（平19法91、一部改正）
第９章　罰　則（第７８条～第８５条）
附　則

第１章　総　則

（弁理士の使命）（平26法36、見出し改正）

第１条　弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第１項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第２項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。（平26法36、全部改正）

（定　義）

第２条　この法律で「国際出願」とは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第２条に規定する国際出願をいう。

２　この法律で「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法（昭和34年法律第125号）第６０条の３第２項に規定する国際登録出願をいう。（平26法36、本項追加）

３　この法律で「商標に係る国際登録出願」とは、商標法（昭和34年法律第127号）第６８条の２第１項に規定する国際登録出願をいう。（平26法36、一部改正、旧第２項繰下）

４　この法律で「回路配置」とは、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第２条第２項に規定する回路配置をいう。（平26法36、旧第３項繰下）

５　この法律で「特定不正競争」とは、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第２条第１項に規定する不正競争であって、同項第１号から第１６号まで及び第１９号から第２２号までに掲げるもの（同項第４号から第９号までに掲げるものにあっては技術上の秘密（同条第６項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同条第１項第１１号から第１６号までに掲げるものにあっては技術上のデータ（同条第７項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）に関するものに限り、同条第１項第２０号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、同項第２１号に掲げるものにあっては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密若しくは技術上のデータについての虚偽の事実に関するものに限る。）をいう。（平13法81、一部改正、平19法91、一部改正、平26法36、旧第４項繰下、平27法54、一部改正、平30法33、一部改正）

６　この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。（平14法25、本項追加、平26法36、旧第５項繰下）

７　この法律で「特許業務法人」とは、第４条第１項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁理士が共同して設立した法人をいう。（平14法25、旧第５項繰下、平26法36、旧第６項繰下）

（職　責）

第３条　弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（業　務）

第４条　弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。（平26法36、一部改正、平26法69、一部改正）

２　弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一　関税法（昭和29年法律第61号）第６９条の３第１項及び第６９条の１２第１項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第６９条の４第１項及び第６９条の１３第１項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理（平18法17、一部改正、平19法91、一部改正）

二　特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第１条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理（平17法75、一部改正）

三　前２号に掲げる事務についての相談（平26法36、本号追加）

３　弁理士は、前２項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。（平17法75、一部改正、平19法91、一部改正、平26法36、一部改正）

一　特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。（平26法36、一部改正、平30法33、一部改正）

二　外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと。（平26法36、一部改正）

三　発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（技術上の秘密及び技術上のデータを除く。）の保護に関する相談に応ずること。（平26法36、本号追加、平30法33、一部改正）

四　特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。（平30法33、本号追加）

第５条　弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。（平26法36、一部改正）

２　前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第６条　弁理士は、特許法（昭和34年法律第121号）第１７８条第１項、実用新案法（昭和34年法律第123号）第４７条第１項、意匠法第５９条第１項又は商標法第６３条第１項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。（平26法36、一部改正）

第６条の２　弁理士は、第１５条の２第１項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第２７条の３第１項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

２　前項の規定により訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

（平14法25、本条追加）

（資　格）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者であって、第１６条の２第１項の実務修習を修了したものは、弁理士となる資格を有する。（平19法91、一部改正）

一　弁理士試験に合格した者

二　弁護士となる資格を有する者

三　特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して７年以上になる者

（欠格事由）

第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一　禁錮以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除くほか、第７８条から第８１条まで若しくは第８１条の３の罪、特許法第１９６条から第１９８条まで若しくは第２００条の罪、実用新案法第５６条から第５８条まで若しくは第６０条の罪、意匠法第６９条から第７１条まで若しくは第７３条の罪又は商標法第７８条から第８０条まで若しくは同法附則第２８条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（平19法91、一部改正）

三　前２号に該当する者を除くほか、関税法第１０８条の４第２項（同法第６９条の２第１項第３号及び第４号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第３項（同法第１０８条の４第２項に係る部分に限る。）若しくは第５項（同法第６９条の２第１項第３号及び第４号に係る部分に限る。）、第１０９条第２項（同法第６９条の１１第１項第９号及び第１０号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第３項（同法第１０９条第２項に係る部分に限る。）若しくは第５項（同法第６９条の１１第１項第９号及び第１０号に係る部分に限る。）若しくは第１１２条第１項（同法第１０８条の４第２項及び第１０９条第２項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第１１９条から第１２２条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第５１条第１項若しくは第５２条の罪又は不正競争防止法第２１条第１項、第２項第１号から第５号まで若しくは第７号（同法第１８条第１項に係る部分を除く。）、第３項若しくは第４項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者（平17法22、一部改正、平17法75、一部改正、平18法17、一部改正、平18法55、一部改正、平23法62、一部改正、平27法54、一部改正）

四　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

五　第２３条第１項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

六　第３２条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

七　弁護士法（昭和24年法律第205号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から３年を経過しないもの

八　第３２条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者

九　未成年者、成年被後見人又は被保佐人

九　未成年者（令元法37、一部改正、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。）

十　破産者で復権を得ないもの

十　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（令元法37、一部改正、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。）

第２章　弁理士試験等

（試験の目的及び方法）

第９条　弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによって、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

（試験の内容）

第１０条　短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一　特許、実用新案、意匠及び商標（以下この条並びに次条第４号及び第５号において「工業所有権」という。）に関する法令（平19法91、一部改正）

二　工業所有権に関する条約

三　前２号に掲げるもののほか、弁理士の業務を行うのに必要な法令であって、経済産業省令で定めるもの

２　論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一　工業所有権に関する法令

二　経済産業省令で定める技術又は法律に関する科目のうち受験者のあらかじめ選択する１科目

３　口述試験は、筆記試験に合格した者につき、工業所有権に関する法令について行う。

（試験の免除）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一　短答式による試験に合格した者　当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して２年を経過する日までに行う短答式による試験（平19法91、一部改正）

二　論文式による試験において、前条第２項第１号に掲げる科目について審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）が相当と認める成績を得た者　当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して２年を経過する日までに当該科目について行う論文式による試験（平19法91、本号追加）

三　論文式による試験において、前条第２項第２号に掲げる科目について審議会が相当と認める成績を得た者　その後に当該科目について行う論文式による試験（平19法91、本号追加）

四　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したもの　当該課程を修了した日から起算して２年を経過する日までに前条第１項第１号及び第２号に掲げる科目について行う短答式による試験（平19法91、本号追加）

五　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者　工業所有権に関する法令及び条約について行う試験（平19法91、旧第２号繰下）

六　前条第２項第２号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有する者として経済産業省令で定める者　当該科目について行う論文式による試験（平19法91、旧第３号繰下）

（試験の執行）

第１２条　弁理士試験は、審議会が行う。（平19法91、一部改正）

２　弁理士試験は、毎年１回以上、これを行う。

（合格証書）

第１３条　弁理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（合格の取消し等）

第１４条　審議会は、不正の手段によって弁理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

２　審議会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により３年以内の期間を定めて弁理士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第１５条　弁理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

２　前項の規定により納付した受験手数料は、弁理士試験を受けなかった場合においても返還しない。

（特定侵害訴訟代理業務試験）

第１５条の２　特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

２　第１２条から第１５条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。

（平14法25、本条追加）

（試験の細目）

第１６条　この法律に定めるもののほか、弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
（平14法25、一部改正）

第２章の２　実務修習　（平19法91、本章追加）

（実務修習）

第１６条の２　実務修習は、第７条各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

２　実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　毎年１回以上行うこと。

二　弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。

三　実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して７年以上従事した経験を有するものであること。

（指定修習機関の指定）

第１６条の３　経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定修習機関」という。）に、講義及び演習の実施その他の実務修習の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。以下「実務修習事務」という。）を行わせることができる。

２　指定修習機関の指定は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務を行おうとする者の申請により行う。

３　経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、実務修習事務を行わないものとする。

４　経済産業大臣は、第２項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定修習機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、実務修習事務の実施の方法その他の事項についての実務修習事務の実施に関する計画が実務修習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の実務修習事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三　実務修習事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって実務修習事務が不公正になるおそれがないこと。

四　その指定をすることによって実務修習事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

５　経済産業大臣は、第２項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定修習機関の指定をしてはならない。

一　第１６条の１２第１項又は第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であること。

二　その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者があること。

（指定の公示等）

第１６条の４　経済産業大臣は、指定修習機関の指定をしたときは、指定修習機関の名称及び住所、実務修習事務を行う事務所の所在地並びに実務修習事務の開始の日を公示しなければならない。

２　指定修習機関は、その名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

３　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（秘密保持義務等）

第１６条の５　指定修習機関の役員若しくは職員（実務修習の講師及び指導者を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、実務修習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　実務修習事務に従事する指定修習機関の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（修習事務規程）

第１６条の６　指定修習機関は、実務修習事務の開始前に、実務修習事務の実施に関する規程（以下「修習事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　修習事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

３　経済産業大臣は、第１項の認可をした修習事務規程が実務修習事務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなったと認めるときは、指定修習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

４　第１項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

（事業計画等）

第１６条の７　指定修習機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属

する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　指定修習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備置き等）
第１６条の８　指定修習機関は、経済産業省令で定めるところにより、実務修習事務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え置き、これを保存しなければならない。

（監督命令）
第１６条の９　経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）
第１６条の１０　経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（実務修習事務の休廃止）
第１６条の１１　指定修習機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、実務修習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
２　経済産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）
第１６条の１２　経済産業大臣は、指定修習機関が第１６条の３第５項第２号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。
２　経済産業大臣は、指定修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第１６条の３第４項第１号から第３号までのいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
二　第１６条の４第２項、第１６条の６第１項、第１６条の７、第１６条の８又は前条第１項の規定に違反したとき。
三　第１６条の６第１項の規定により認可を受けた修習事務規程によらないで実務修習事務を行ったとき。
四　第１６条の６第３項又は第１６条の９の規定による命令に違反したとき。
五　偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
３　経済産業大臣は、第１項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（経済産業大臣による実務修習の実施）
第１６条の１３　経済産業大臣は、指定修習機関が第１６条の１１第１項の規定により実務修習事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第２項の規定により指定修習機関に対し実務修習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定修習機関が天災その他の事由により実務修習事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第１６条の３第３項の規定にかかわらず、実務修習事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
２　経済産業大臣は、前項の規定により実務修習事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている実務修習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。
３　経済産業大臣が、第１項の規定により実務修習事務を行うこととし、第１６条の１１第１項の規定により実務修習事務の廃止を許可し、又は前条第１項若しくは第２項の規定により指定を取り消した場合における実務修習事務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

（手数料）
第１６条の１４　実務修習を受けようとする者は、次項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
２　指定修習機関が実務修習事務を行う場合において、実務修習を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定修習機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定修習機関に納付しなければならない。
３　前項の規定により指定修習機関に納付された手数料は、当該指定修習機関の収入とする。

（実務修習の細目）
第１６条の１５　この法律に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第３章　登　録

（登　録）
第１７条　弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。
２　弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行う。

（登録の申請）
第１８条　前条第１項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。
２　前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）
第１９条　日本弁理士会は、前条第１項の規定による登録の申請をした者が弁理士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第７０条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。
一　心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
二　弁理士の信用を害するおそれがあるとき。
２　日本弁理士会は、当該申請者が前項各号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

（登録に関する通知）
第２０条　日本弁理士会は、第１８条第１項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。

（登録を拒否された場合の行政不服審査法の規定による審査請求）（平成26法69、見出し改正）
第２１条　第１９条第１項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。（平26法69、一部改正）
２　第１８条第１項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から３月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、経済産業大臣に対して前項の審査請求をすることができる。
３　前２項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第２５条第２項及び第３項並びに第４６条第２項の規定の適用については、日本弁理士会の上級行政庁とみなす。（平26法69、全部改正）

（登録事項の変更の届出）
第２２条　弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）
第２３条　日本弁理士会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。
２　日本弁理士会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。
３　第１９条第１項後段並びに第２１条第１項及び第３項の規定は、第１項の登録の取消しについて準用する。この場合において、同条第３項中「第４６条第２項」とあるのは、「第４６条第１項」と読み替えるものとする。（平26法69、一部改正）

（登録の抹消）
第２４条　弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。
一　その業務を廃止したとき。
二　死亡したとき。
三　第８条各号（第５号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
四　前条第１項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
五　第６１条の規定による退会の処分を受けたとき。

２　弁理士が前項第１号から第３号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。
３　日本弁理士会は、第１項第１号、第３号又は第５号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

第２５条　弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、日本弁理士会は、その登録を抹消することができる。
２　第１９条第１項後段及び前条第３項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

（登録拒否に関する規定の準用）
第２６条　第２１条第１項及び第３項の規定は、第２４条第１項第１号、第３号若しくは第５号又は前条第１項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、第２１条第３項中「第４６条第２項」とあるのは、「第４６条第１項」と読み替えるものとする。（平26法69、一部改正）

（登録及び登録の抹消の公告）
第２７条　日本弁理士会は、弁理士の登録をしたとき、及びその登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

（特定侵害訴訟代理業務の付記の申請）
第２７条の２　弁理士は、その登録に第１５条の２第１項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記（以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、日本弁理士会に付記申請書を提出しなければならない。
２　前項の付記申請書には、氏名その他経済産業省令で定める事項を記載し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付しなければならない。
（平14法25、本条追加）

（特定侵害訴訟代理業務の付記）
第２７条の３　日本弁理士会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。
２　第２０条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。
（平14法25、本条追加）

（特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消）
第２７条の４　日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。
２　第２３条第２項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。
（平14法25、本条追加）

（特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告）
第２７条の５　第２７条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。（平14法25、本条追加）

（登録の細目）
第２８条　この法律に定めるもののほか、弁理士の登録に関して必要な事項は、経済産業省令で定める。

第４章　弁理士の義務

（信用失墜行為の禁止）
第２９条　弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）
第３０条　弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（業務を行い得ない事件）
第３１条　弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第３号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。
一　相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
三　受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
四　公務員として職務上取り扱った事件
五　仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
六　社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの（平26法36、一部改正）
七　社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの（平26法36、一部改正）

（研　修）
第３１条の２　弁理士は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。（平19法91、本条追加）

（非弁理士に対する名義貸しの禁止）
第３１条の３　弁理士は、第７５条又は第７６条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（平19法91、本条追加）

第５章　弁理士の責任

（懲戒の種類）
第３２条　弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。（平19法91、一部改正）
一　戒告
二　２年以内の業務の全部又は一部の停止（平19法91、一部改正）
三　業務の禁止

（懲戒の手続）
第３３条　何人も、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
２　前項に規定する報告があったときは、経済産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
３　経済産業大臣は、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができる。
４　経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は２年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第１３条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
５　前条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により同条に該当する事実があると認めた場合において、審議会の意見を聴いて行う。

（調査のための権限）
第３４条　経済産業大臣は、前条第２項（第６９条第２項において準用する場合を含む。）又は第３項の規定により事件について必要な調査をするため、当該弁理士に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

（登録抹消の制限）
第３５条　日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、第２４条第１項第１号若しくは第５号又は第２５条第１項の規定による当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

（懲戒処分の公告）
第３６条　経済産業大臣は、第３２条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

第６章　特許業務法人

（設立等）（平26法36、見出し改正）
第３７条　弁理士は、この章の定めるところにより、特許業務法人を設立することができる。
２　第１条及び第３条の規定は、特許業務法人について準用する。（平26法36、本項追加）

（名　称）
第３８条　特許業務法人は、その名称中に特許業務法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）
第３９条　特許業務法人の社員は、弁理士でなければならない。
２　次に掲げる者は、社員となることができない。
一　第３２条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二　第５４条の規定により特許業務法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前３０日内にその社員であった者でその処分の日から３年（業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

（業務の範囲）
第４０条　特許業務法人は、第４条第１項の業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条第２項及び第３項の業務の全部又は一部を行うことができる。

第４１条　前条に規定するもののほか、特許業務法人は、第５条から第６条の２までの規定により弁理士が処理することができる事務を当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（第６条の２に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。（平 14 法 25、一部改正）

（登　記）
第４２条　特許業務法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（設立の手続）
第４３条　特許業務法人を設立するには、その社員になろうとする弁理士が、共同して定款を定めなければならない。
２　定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　社員の氏名及び住所
五　社員の出資に関する事項
六　業務の執行に関する事項
３　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第３０条第１項の規定は、特許業務法人の定款について準用する。（平 17 法 87、本項追加）

（成立の時期）
第４４条　特許業務法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（成立の届出）
第４５条　特許業務法人は、成立したときは、成立の日から２週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（平 16 法 124、一部改正）

（業務を執行する権限）
第４６条　特許業務法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（定款の変更）
第４７条　特許業務法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。（平 17 法 87、本項追加）
２　特許業務法人は、定款を変更したときは、変更の日から２週間以内に、変更に係る事項を経済産業大臣に届け出なければならない。（平 17 法 87、旧１項繰下）

（法人の代表）
第４７条の２　特許業務法人の社員は、各自特許業務法人を代表する。
２　前項の規定は、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に特許業務法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。
３　特許業務法人を代表する社員は、特許業務法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
４　前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
５　特許業務法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（平19法91、本条追加）

（指定社員）

第４７条の３　特許業務法人は、特定の事件について、１人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

２　前項の規定による指定がされた事件（以下「指定事件」という。）については、指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

３　指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが特許業務法人を代表する。

４　特許業務法人は、第１項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

５　依頼者は、その依頼に係る事件について、特許業務法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第１項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、特許業務法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、特許業務法人はその後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。

６　指定事件について、当該事件に係る業務の結了前に指定社員が欠けたときは、特許業務法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかったときは、全社員を指定したものとみなす。

（平19法91、本条追加）

（社員の責任）

第４７条の４　特許業務法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

２　特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とする。

３　前項の規定は、社員が特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

４　前条第１項の規定による指定がされ、同条第４項の規定による通知がされている場合（同条第６項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第６項において同じ。）において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務をその特許業務法人の財産をもって完済することができないときは、第１項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

５　前条第１項の規定による指定がされ、同条第４項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく特許業務法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、指定社員が、特許業務法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

６　前条第１項の規定による指定がされ、同条第４項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、指定社員が前２項の規定により負う責任と同一の責任を負う。特許業務法人を脱退した後も同様とする。

７　会社法第６１２条の規定は、特許業務法人の社員の脱退について準用する。ただし、第４項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった特許業務法人の債務については、この限りでない。

（平19法91、本条追加）

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第４７条の５　社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて特許業務法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

（平19法91、本条追加）

（特定の事件についての業務の制限）

第４８条　特許業務法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第３号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三　受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四　第３項各号に掲げる事件として特許業務法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

２　特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行ってはならない。

３　特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であって、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一　社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三　社員等が公務員として職務上取り扱った事件

四　社員等が仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件

五　社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの（平 26 法 36、一部改正）
六　社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの（平 26 法 36、一部改正）

（業務の執行方法）
第４９条　特許業務法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

（弁理士の義務に関する規定の準用）
第５０条　第２９条及び第３１条の３の規定は、特許業務法人について準用する。（平 19 法 91、一部改正）

（法定脱退）
第５１条　特許業務法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する。
一　弁理士の登録の抹消
二　定款に定める理由の発生
三　総社員の同意
四　除名

（解　散）
第５２条　特許業務法人は、次に掲げる理由によって解散する。
一　定款に定める理由の発生
二　総社員の同意
三　他の特許業務法人との合併
四　破産手続開始の決定（平 16 法 75、一部改正）
五　解散を命ずる裁判（平 17 法 87、一部改正）
六　第５４条の規定による解散の命令
２　特許業務法人は、前項の規定による場合のほか、社員が１人になり、そのなった日から引き続き６月間その社員が２人以上にならなかった場合においても、その６月を経過した時に解散する。
３　特許業務法人は、第１項第３号及び第６号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から２週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（裁判所による監督）
第５２条の２　特許業務法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
２　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
３　特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
（平 19 法 91、本条追加）

（清算結了の届出）
第５２条の３　清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（平 19 法 91、本条追加）

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）
第５２条の４　特許業務法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。（平 19 法 91、本条追加）

（検査役の選任）
第５２条の５　裁判所は、特許業務法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
２　前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
３　裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、特許業務法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該特許業務法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。
（平 19 法 91、本条追加）

（合　併）
第５３条　特許業務法人は、総社員の同意があるときは、他の特許業務法人と合併することができる。
２　合併は、合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人が、その主たる事務所の所在地において登記するこ

とによって、その効力を生ずる。（平 17 法 87、一部改正）
３　特許業務法人は、合併したときは、合併の日から２週間以内に、登記事項証明書（合併により設立する特許業務法人にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（平 16 法 124、一部改正、平 17 法 87、一部改正）
４　合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人は、当該合併により消滅する特許業務法人の権利義務を承継する。（平 17 法 87、本項追加）

（債権者の異議等）
第５３条の２　合併をする特許業務法人の債権者は、当該特許業務法人に対し、合併について異議を述べることができる。
２　合併をする特許業務法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第３号の期間は、１月を下ることができない。
一　合併をする旨
二　合併により消滅する特許業務法人及び合併後存続する特許業務法人又は合併により設立する特許業務法人の名称及び主たる事務所の所在地
三　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
３　前項の規定にかかわらず、合併をする特許業務法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第６項において準用する会社法第９３９条第１項の規定による定款の定めに従い、同項第２号又は第３号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
４　債権者が第２項第３号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。
５　債権者が第２項第３号の期間内に異議を述べたときは、合併をする特許業務法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第１条第１項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
６　会社法第９３９条第１項（第２号及び第３号に係る部分に限る。）及び第３項、第９４０条第１項（第３号に係る部分に限る。）及び第３項、第９４１条、第９４６条、第９４７条、第９５１条第２項、第９５３条並びに第９５５条の規定は、特許業務法人が第２項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第９３９条第１項及び第３項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第９４６条第３項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。
（平 17 法 87、本条追加）

（合併の無効の訴え）
第５３条の３　会社法第８２８条第１項（第７号及び第８号に係る部分に限る。）及び第２項（第７号及び第８号に係る部分に限る。）、第８３４条（第７号及び第８号に係る部分に限る。）、第８３５条第１項、第８３６条第２項及び第３項、第８３７条から第８３９条まで、第８４３条（第１項第３号及び第４号並びに第２項ただし書を除く。）並びに第８４６条の規定は特許業務法人の合併の無効の訴えについて、同法第８６８条第６項、第８７０条第２項（第６号に係る部分に限る。）、第８７０条の２、第８７１条本文、第８７２条（第５号に係る部分に限る。）、第８７２条の２、第８７３条本文、第８７５条及び第８７６条の規定はこの条において準用する同法第８４３条第４項の申立てについて、それぞれ準用する。（平 17 法 87、一部改正、平 23 法 53、一部改正、平 26 法 91、一部改正）

（違法行為等についての処分）
第５４条　経済産業大臣は、特許業務法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その特許業務法人に対し、戒告し、若しくは２年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。
２　第３３条、第３４条及び第３６条の規定は、前項の処分について準用する。
３　第１項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員等につき第３２条に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）
第５５条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第４条並びに会社法第６００条、第６１４条から第６１９条まで、第６２１条及び第６２２条の規定は特許業務法人について、同法第５８１条、第５８２条、第５８５条第１項及び第４項、第５８６条、第５９３条から第５９６条まで、第６０１条、第６０５条、第６０６条、第６０９条第１項及び第２項、第６１１条（第１項ただし書を除く。）並びに第６１３条の規定は特許業務法人の社員について、同法第８５９条から第８６２条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第６１３条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第６１５条第１項、第６１７条第１項及び第２項並びに第６１８条第１項第２号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第６１７条第３項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第７５条に規定する電磁的記録をいう。次条第１項第２号において同じ。）」と読み替えるものとする。（平 17 法 87、全部改正、平 19 法 91、一部改正）
２　会社法第６４４条（第３号を除く。）、第６４５条から第６４９条まで、第６５０条第１項及び第２項、第６５１条第１項及び第

２項（同法第５９４条の準用に係る部分を除く。）、第６５２条、第６５３条、第６５５条から第６５９条まで、第６６２条から第６６４条まで、第６６６条から第６７３条まで、第６７５条、第８６３条、第８６４条、第８６８条第１項、第８６９条、第８７０条第１項（第１号及び第２号に係る部分に限る。）、第８７１条、第８７２条（第４号に係る部分に限る。）、第８７４条（第１号及び第４号に係る部分に限る。）、第８７５条並びに第８７６条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第６４４条第１号中「第６４１条第５号」とあるのは「弁理士法第５２条第１項第３号」と、同法第６４７条第３項中「第６４１条第４号又は第７号」とあるのは「弁理士法第５２条第１項第５号若しくは第６号又は第２項」と、同法第６５８条第１項及び第６６９条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第６６８条第１項及び第６６９条中「第６４１条第１号から第３号まで」とあるのは「弁理士法第５２条第１項第１号又は第２号」と、同法第６７０条第３項中「第９３９条第１項」とあるのは「弁理士法第５３条の２第６項において準用する第９３９条第１項」と、同法第６７３条第１項中「第５８０条」とあるのは「弁理士法第４７条の４」と読み替えるものとする。（平 13 法 129、一部改正、平 17 法 87、全部改正、平 19 法 91、一部改正、平 23 法 53、一部改正）

３　会社法第８２４条、第８２６条、第８６８条第１項、第８７０条第１項（第１０号に係る部分に限る。）、第８７１条本文、第８７２条（第４号に係る部分に限る。）、第８７３条本文、第８７５条、第８７６条、第９０４条及び第９３７条第１項（第３号ロに係る部分に限る。）の規定は特許業務法人の解散の命令について、同法第８２５条、第８６８条第１項、第８７０条第１項（第１号に係る部分に限る。）、第８７１条、第８７２条（第１号及び第４号に係る部分に限る。）、第８７３条、第８７４条（第２号及び第３号に係る部分に限る。）、第８７５条、第８７６条、第９０５条及び第９０６条の規定はこの項において準用する同法第８２４条第１項の申立てがあった場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。（平 17 法 87、全部改正、平 19 法 91、一部改正、平 23 法 53、一部改正）

４　会社法第８２８条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第２項（第１号に係る部分に限る。）、第８３４条（第１号に係る部分に限る。）、第８３５条第１項、第８３７条から第８３９条まで並びに第８４６条の規定は、特許業務法人の設立の無効の訴えについて準用する。（平 17 法 87、全部改正）

５　会社法第８３３条第２項、第８３４条（第２１号に係る部分に限る。）、第８３５条第１項、第８３７条、第８３８条、第８４６条及び第９３７条第１項（第１号リに係る部分に限る。）の規定は、特許業務法人の解散の訴えについて準用する。（平 17 法 87、全部改正、平 19 法 91、一部改正）

６　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第１６条の規定の適用については、特許業務法人は、合名会社とみなす。（平 16 法 75、一部改正、平 17 法 87、旧第 9 項繰上、平 19 法 91、旧第 8 項繰上）

第７章　日本弁理士会

（設立、目的及び法人格）

第５６条　弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて１個の日本弁理士会（以下この章において「弁理士会」という。）を設立しなければならない。

２　弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（平 26 法 36、一部改正）

３　弁理士会は、法人とする。

（会　則）

第５７条　弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地
二　入会及び退会に関する規定
三　会員の種別及びその権利義務に関する規定
四　役員に関する規定
五　会議に関する規定
六　支部に関する規定
七　弁理士の登録に関する規定
八　登録審査会に関する規定
九　会員の品位保持に関する規定
十　会員の研修に関する規定
十一　実務修習に関する規定（平 19 法 91、本号追加）
十二　会員の業務に関する紛議の調停に関する規定（平 19 法 91、旧 11 号繰下）
十三　弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定（平 19 法 91、旧 12 号繰下）
十四　会費に関する規定（平 19 法 91、旧 13 号繰下）
十五　会計及び資産に関する規定（平 19 法 91、旧 14 号繰下）
十六　事務局に関する規定（平 19 法 91、旧 15 号繰下）
十七　その他弁理士会の目的を達成するために必要な規定（平 19 法 91、本号追加）

２　会則の制定又は変更（政令で定める重要な事項に係る変更に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（支　部）
第５８条　弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

（登　記）
第５９条　弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
２　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（入会及び退会）
第６０条　弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

（弁理士会の退会処分）
第６１条　弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。

（会則を守る義務）
第６２条　会員は、弁理士会の会則を守らなければならない。

（役　員）
第６３条　弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。
２　会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。
３　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
４　役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（総　会）
第６４条　弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならない。
２　弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

（総会の決議を必要とする事項）
第６５条　弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

（総会の決議等の報告）
第６６条　弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。

（紛議の調停）
第６７条　弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

（建議及び答申）
第６８条　弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができる。

（懲戒事由に該当する事実の報告）
第６９条　弁理士会は、その会員に第３２条又は第５４条の規定に該当する事実があると認めたときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。
２　第３３条第２項の規定は、前項の報告があった場合について準用する。

（登録審査会）
第７０条　弁理士会に、登録審査会を置く。
２　登録審査会は、弁理士会の請求により、第１９条第１項の規定による登録の拒否、第２３条第１項の規定による登録の取消し又は第２５条第１項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。
３　登録審査会は、会長及び委員４人をもって組織する。
４　会長は、弁理士会の会長をもってこれに充てる。
５　委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受けて、弁理士、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員及び学識経験者の

うちから委嘱する。
６　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　前各項に規定するもののほか、登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告及び検査）
第７１条　経済産業大臣は、弁理士会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（総会の決議の取消し）（平26法36、見出し改正）
第７２条　経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。（平26法36、一部改正）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）
第７３条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第４条及び第７８条の規定は、弁理士会について準用する。（平19法91、一部改正）

（経済産業省令への委任）
第７４条　この法律に定めるもののほか、弁理士会に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第８章　雑　則

（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限）
第７５条　弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。（平26法36、一部改正、平26法36、平26法69、一部改正）

（名称の使用制限）
第７６条　弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
２　特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
３　日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（弁理士の使用人等の秘密を守る義務）
第７７条　弁理士若しくは特許業務法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第４条から第６条の２までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（平19法91、一部改正）

（弁理士に関する情報の公表）
第７７条の２　経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要なものとして弁理士の個人情報の保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて、公表するものとする。
２　前項の公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。
３　弁理士は、弁理士に事務を依頼しようとする者に対し、その適切な選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。
（平19法91、本条追加）

第9章　罰　則

第７８条　弁理士となる資格を有しない者が、日本弁理士会に対し、その資格につき虚偽の申請をして弁理士登録簿に登録させたときは、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第７９条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。（平19法91、一部改正、各号追加）

一　第３１条の３（第５０条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第３２条又は第５４条第１項の規定による業務の停止の処分に違反した者
三　第７５条の規定に違反した者

第８０条　第１６条の５第１項、第３０条又は第７７条の規定に違反した者は、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。（平19法91、一部改正）

２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第８０条の２　第１６条の１２第２項の規定による実務修習事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。（平19法91、本条追加）

第８１条　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の罰金に処する。

一　第７１条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二　第７６条の規定に違反した者

第８１条の２　第５３条の２第６項において準用する会社法第９５５条第１項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかった者は、３０万円以下の罰金に処する。（平16法87、本条追加、平17法87、一部改正）

第８１条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第１６条の８の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二　第１６条の１０第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三　第１６条の１１第１項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

（平19法91、本条追加）

第８２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第７９条第１号（第５０条において準用する第３１条の３に係る部分に限る。）、第２号（第５４条第１項に係る部分に限る。）若しくは第３号、第８１条又は第８１条の２の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。（平16法87、一部改正、平19法91、一部改正）

第８３条　第３４条の規定（第５４条第２項において準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類その他の物件の提出をしなかった者は、３０万円以下の過料に処する。

第８４条　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の過料に処する。

一　第５３条の２第６項において準用する会社法第９４６条第３項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　正当な理由がないのに、第５３条の２第６項において準用する会社法第９５１条第２項各号又は第９５５条第２項各号に掲げる請求を拒んだ者

（平17法87、全部改正）

第８５条　次の各号のいずれかに該当する場合には、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、３０万円以下の過料に処する。

一　この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。
二　第５３条の２第２項又は第５項の規定に違反して合併をしたとき。
三　第５３条の２第６項において準用する会社法第９４１条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。
四　定款又は第５５条第１項において準用する会社法第６１５条第１項の会計帳簿若しくは第５５条第１項において準用する同法

第６１７条第１項若しくは第２項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
五　第５５条第２項において準用する会社法第６５６条第１項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
六　第５５条第２項において準用する会社法第６６４条の規定に違反して財産を分配したとき。
七　第５５条第２項において準用する会社法第６７０条第２項又は第５項の規定に違反して財産を処分したとき。
（平16法87、本条追加、平17法87、全部改正）

附　則　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　第２章の規定　平成１４年１月１日
二　第４条第３項の規定　公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日

（弁理士の資格に関する経過措置）
第２条　次に掲げる者は、改正後の弁理士法（以下「新法」という。）第７条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。
一　この法律の施行の際現に弁理士となる資格を有する者
二　附則第４条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法（以下「旧法」という。）第２条第２項の弁理士試験に合格した者

（欠格事由に関する経過措置）
第３条　新法第８条第２号（商標法附則第２８条の罪に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第５条第２号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。
２　新法第８条第２号（商標法附則第２８条の罪に係る部分に限る。）及び第３号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。
３　新法第８条第４号及び第７号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第５条第３号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。

（弁理士試験に関する経過措置）
第４条　旧法第２条第２項の規定は、平成１３年１２月３１日までの間は、なおその効力を有する。
２　第２章の規定の施行の日前に旧法第２条第２項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の弁理士試験を受験した者が同章の規定の施行の日以後に同章に規定する弁理士試験を受験する場合における新法第１１条の規定による試験の免除及び新法第１４条第２項の規定による試験の受験の停止に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録に関する経過措置）
第５条　旧法第６条第２項の規定による弁理士登録簿の登録は、新法第１７条第１項の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。
２　施行日前に旧法第６条第３項の規定により旧法に規定する弁理士会（以下「旧弁理士会」という。）に対して行った登録の申請は、新法第１８条第１項の規定により日本弁理士会に対して行った登録の申請とみなす。
３　施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。

（資質の向上のための研修）
第６条　次に掲げる者（弁護士その他の経済産業省令で定める者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
一　この法律の施行の際現に弁理士である者
二　附則第２条各号に掲げる者であって、新法第１７条第１項の規定により登録を受けたもの

（秘密を守る義務に関する経過措置）
第７条　施行日以後は、旧法第２２条に規定する弁理士であった者は、新法第３０条に規定する弁理士であったものと、旧法第２２条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密は、新法第３０条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱ったことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

（懲戒処分に関する経過措置）
第８条　この法律の施行の際現に弁理士である者について、施行日前に、旧法において懲戒の処分の理由とされる事実で、これに相

当する事実が新法においても懲戒の処分の理由とされているものがあったときは、新法において懲戒の処分の理由とされている事実があったものとみなして新法の規定を適用する。
２　施行日前に旧法第１７条の規定により過料の処分を受けた者については、旧法第２１条の規定は、なおその効力を有する。
３　旧法第１７条の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、その処分を受けた日において新法第３２条の規定により業務の停止の処分を受けた者とみなす。この場合において、経済産業大臣は、この法律の施行後遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。
４　旧法第１９条の規定による懲戒の申告で、この法律の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、施行日に新法第６９条第１項に規定する報告がされたものとみなす。

（弁理士会に関する経過措置）
第９条　施行日に現に存する旧弁理士会は、施行日において、新法第５６条第１項の規定による日本弁理士会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　旧弁理士会は、施行日までに、新法第５７条の例により、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。
３　第１項の日本弁理士会は、速やかに、新法第５９条の規定により設立の登記をしなければならない。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第１０条　この法律の施行の際現に特許業務法人又はこれに類似する名称を用いている者については、新法第７６条第２項の規定は、この法律の施行後６月間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）
第１１条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第１２条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検　討）
第１３条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 13 年 6 月 29 日法律第 81 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成 13 年 11 月 28 日法律第 129 号）　抄
（施行期日）
１　この法律は、平成１４年４月１日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
２　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成 14 年 4 月 17 日法律第 25 号）
この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成 16 年 6 月 2 日法律第 76 号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、破産法（平成 16 年法律第 75 号。次条第８項並びに附則第３条第８項、第５条第８項、第１６項及び第２１項、第８条第３項並びに第１３条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）
第１２条　施行日前にした行為並びに附則第２条第１項、第３条第１項、第４条、第５条第１項、第９項、第１７項、第１９項及び第２１項並びに第６条第１項及び第３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第１４条　附則第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成16年6月9日法律第87号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第３条　この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成16年6月18日法律第120号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則　（平成16年6月18日法律第124号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附　則　（平成17年3月31日法律第22号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第２条の規定、第３条中関税法第３０条第１項に１号を加える改正規定、同法第４１条の改正規定、同法第４１条の２の改正規定（「中「当該」を「及び第３項中「当該」に改める部分に限る。」、同法第４５条の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条に１項を加える改正規定、同法第６３条第１項の改正規定、同法第６５条第１項の改正規定及び同条に１項を加える改正規定、同法第６７条の２の次に１０条を加える改正規定、同法第６８条第１項の改正規定、同法第７５条の改正規定、同法第７６条第１項の改正規定、同法第９５条第３項の改正規定（「第７条の９第１項（帳簿の備付け等）及び前条第１項」を「第７条の９第１項及び第６７条の６第１項（帳簿の備付け等）並びに前条第１項」に改める部分に限る。）、同法第１０５条第１項第３号の改正規定並びに同法第１１５条第５号の改正規定（「第７条の９第１項」の下に「、第６７条の６第１項」を加える部分に限る。）並びに第４条の規定並びに附則第８条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第６条第５項の改正規定並びに同法第１９条第１項の改正規定及び同条に１項を加える改正規定を除く。）、附則第９条、附則第１２条及び附則第１４条の規定　平成１８年３月１日

附　則　（平成17年6月29日法律第75号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第５条　附則第２条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成17年7月26日法律第87号）　抄

この法律は、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。ただし、（以下中略）

附　則　（平成18年3月31日法律第17号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）附則第１２条の規定（以下中略）　平成１８年６月１日

二　略

三　（略）附則第１３条の規定　平成１９年１月１日

四　略

五　（略）附則第１４条の規定　意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）附則第１条第２号に規定する日（平成１９年１月１日）

附　則　（平成18年6月2日法律第50号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、（以下中略）

附　則　（平成18年6月7日法律第55号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第１条中意匠法第２条第３項、第３８条、第４４条の３及び第５５条の改正規定、第６９条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第７４条の改正規定、第２条中特許法第２条、第１０１条、第１１２条の３及び第１７５条の改正規定、第１９６条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に１条を加える改正規定並びに第２０１条の改正規定、第３条の規定、第４条中商標法第２条第３項、第３７条及び第６７条の改正規定、第７８条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に１条を加える改正規定並びに第８２条の改正規定並びに第５条の規定並びに次条第３項並びに附則第３条第２項、第４条、第５条第２項、第９条、第１２条、第１３条及び第１６条の規定　平成１９年1月１日

附　則　（平成19年3月31日法律第20号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第２条中関税法第１５条の２を同法第１５条の３とし、同法第１５条の次に１条を加える改正規定、同法第１８条の２の改正規定、同法第２４条の改正規定、同法第２６条の改正規定、同法第７５条の改正規定、同法第７６条の改正規定、同法第１０８条の４から第１０９条の２までの改正規定、同法第１１１条の改正規定、同法第１１３条の３から第１１４条までの改正規定、同法第１１４条の２の改正規定（同条第９号の次に１号を加える部分を除く。）、同法第１１５条の改正規定、同法第１１５条の２の改正規定（「該当する者は、」の下に「１年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同条の次に１条を加える改正規定、同法第１１６条から第１１８条までの改正規定及び同法第１３６条の２の改正規定並びに第４条中関税暫定措置法第１７条の改正規定並びに附則第１１条中通関業法（昭和４２年法律第１２２号）第６条の改正規定及び附則第１３条の規定　平成１９年６月１日

附　則　（平成19年6月20日法律第91号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第５条の規定　公布の日

二　第１０条の改正規定、第１１条の改正規定、第１２条の改正規定及び附則第３条の規定　平成２０年1月１日

三　目次の改正規定（「第３１条」を「第３１条の３」に、「第７７条」を「第７７条の２」に改める部分を除く。）、第７条の改正規定、第８条の改正規定、第２章の次に１章を加える改正規定、第５７条の改正規定、第８０条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第８１条の２の次に１条を加える改正規定、第８２条の改正規定（「前条」を「第８１条の２」に改める部分に限る。）及び次条の規定　平成２０年１０月１日

（弁理士となる資格に関する経過措置）

第２条　前条第３号に掲げる規定の施行の際現に弁理士となる資格を有する者は、この法律による改正後の弁理士法（以下「新法」という。）第７条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

（弁理士試験の筆記試験の免除に関する経過措置）

第３条　この法律による改正前の弁理士法第１１条第１号の規定による平成１９年の弁理士試験の筆記試験に合格した者に対する次回の弁理士試験（附則第１条第２号に定める日以後に行うものに限る。）の筆記試験の免除については、なお従前の例による。

２　新法第１１条第１号から第３号までの規定は、附則第１条第２号に定める日以後に行う弁理士試験の短答式による試験に合格した者及び論文式による試験において新法第１０条第２項各号に掲げる科目について新法第１１条第２号の政令で定める審議会等が相当と認める成績を得た者について適用する。

３　新法第１１条第４号の規定は、附則第１条第２号に定める日以後に新法第１１条第４号に規定する科目の単位を修得するために学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の課程に進学する者について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第４条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第５条　前３条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検　討）

第６条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成23年5月25日法律第53号）　抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附　則　（平成23年6月8日法律第62号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成23年6月24日法律第74号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して２０日を経過した日から施行する。

附　則　（平成26年5月14日法律第36号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第９条の規定　公布の日

二　略

三　第３条中意匠法目次の改正規定、同法第２６条の２第３項の改正規定、同法第６０条の３を同法第６０条の２４とする改正規定、同法第６章の次に１章を加える改正規定並びに同法第６７条第１項及び第７３条の２第１項の改正規定並びに第６条中弁理士法第２条、第４条第１項、第５条第１項、第６条及び第７５条の改正規定並びに附則第１０条及び第１１条の規定並びに附則第１２条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第３０号）第１２条第１項第２号の改正規定　意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第７条　この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第８条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第９条　附則第２条から前条まで及び附則第１９条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検　討）

第１０条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、第６条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成26年6月13日法律第69号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成26年6月27日法律第91号）　抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則　（平成27年7月10日法律第54号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成30年5月30日法律第33号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五　略